

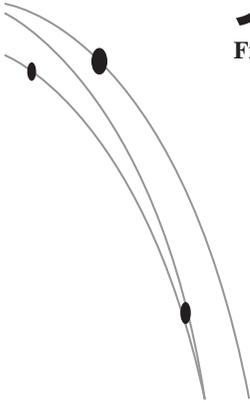
連載①

## フィールド・アイ

Field Eye

学習院大学教授 脇坂 明

Akira Wakisaka



### 育児による勤務時間短縮

2005年5月に行われる総選挙では、トニー・ブレア率いる労働党が勝利すると予想されている（この稿があらわれる頃には結果が出ているはずだが）。彼が政権をとってからは、英国経済は調子がよい。失業率は統計史上、最低を記録し、物価上昇もそれほどでない。

ブレアの右腕であるスコットランド出身のゴードン・ブラウンは選挙目当てもあってか、2004年の暮れぐらいから、しきりに自分たちの政策の成果を宣伝している。たしかに、それまでの労働者階級寄りの政策から中流階級をターゲットにした政策に転換した「ニューレーパー」は成功したようにみえる。予定されている政策でも、パパ好きの筆者がいつもおかしく思っていた夜11時閉店という厳しい規制を廃止し、24時間営業を認めるかわりに、いま英国で問題となっている若者のビンジ・ドリンキング（集団で騒いで酩酊するまで飲む）をさせるようなパブは営業停止にさせる、あるいはすでにアイルランドで実施されているパブでの禁煙実施などの、一応筋の通った政策を行おうとしている。

また2003年に延長されたばかりの有給出産休暇を6カ月（給与の90%が6週と週102.80ポンドが20週）から9カ月に再延長するという公約も出している。保守党も、さすがに9カ月に有給は非現実的だが、現行のファミリー・フレンドリー（以下ファミフレと略す）施策は父親休暇を含め充実させることを公約にしている。

英国におけるファミフレを理解するうえで、興味深い裁判が進行している。英国航空（BA）の女性パイ

ロット（26歳）が、勤務時間の50%短縮をBAが認めないので、2005年1月10日に労働審判所に訴えた。BAはホームページでも「機会均等と多様性（equal opportunities and diversity policy）」を謳い成果を掲げている企業である。

訴えた女性であるが、彼女はオックスフォード大学を卒業後、BAがスポンサーの18カ月の訓練コースを終了ののち、2001年5月にBAに就職した。バーミンガムからエディンバラへの飛行時のエンジン故障の際の対応でBA優秀賞を受けている。若者優秀者（young achiever）のためのガーデン・パーティで女王にも会っている。

その彼女に娘ができ15カ月の子供の育児が困難であるため、50%勤務を要求した。これに対して、BAの飛行管理者（general manager of flight operations）は、2004年にパイロットのパートタイム勤務はフルタイムの75%まで短縮できるという文書（policy document）を配布しているとして要求を拒否した。そのため審判所に訴えたわけである。

またBAは、経験の浅いうちに短い勤務をすることは問題があるとしている。彼女は短いヨーロッパ路線（shorthaul European routes）の副操縦士として飛行しているが、キャプテンに昇格する（qualify）までには2カ月、少なくとも、あと100時間の飛行時間が必要である。パート勤務ができるまでには安全基準の2000飛行時間を要する（この事実は申し立ての3カ月後にはじめて言われたと彼女は言う）。現在の1400飛行時間から少なくともあと600時間の必要があるとしている。

おそらく半額の給与になるのに、なぜ彼女は50%勤務を要求したのであろうか。年収約900万円にあたる4500ポンド（*Daily Express*では5000ポンド）と高額なこともあるだろうが、夫もBAのパイロットで、二人とも「極端に不規則な」シフト勤務で働いているためである。早番、遅番、海外宿泊勤務などの勤務シフト（work roster）は、コンピュータ申し込み（“bidding”）システムによって割り振られるが、これは先任権（seniority）に基づいており、夫婦のどちらかが育児のための時間をとれるようにシフトをあてはめることは困難であるとしている。勤務時間の不規則性のため、適当な時間に保育ママ（childminder）を見つけれないし、住み込み保育者（live-in nanny）を雇うほど広い部屋はない。

この話を知り合いの英国中年女性にすると、これほど不規則勤務の二人にどうして娘ができたか不思議であると言っていた。冗談はさておき、ここまでの情報でも驚いたのは、飛行パイロットでも75%勤務は可能だという点である。何年か前に人事マン向けに短時間正社員の話をしたときに、航空会社の人からパイロットや客室乗務員では不可能ではないか、と質問され、的確に回答できなかった記憶がある。航空業界を詳しく調べた経験がなかったため（労働政策研究・研修機構には労使関係の観点から詳しく調べたものがある）回答できなかったが、おそらくできるのである。

英国では2003年4月から、6歳未満の子供をもつ労働者は、柔軟な働き方を申請する権利をもつ（これも労働党公約では子供の年齢を引き上げる）。柔軟な働き方のなかには、ジョブシェア、学期内勤務、在宅勤務だけでなく、当然、パート勤務もある。2004年の労働者調査では53%（女性は71%）の労働者がパート勤務を取得できると回答している（CIPD（2004））。ただ、この法律では正当な理由があれば、申請を拒否してもよい（ちなみにオランダはほとんど拒否できない）。貿易産業省による法施行後の従業員調査では

（Palmer（2004））、申請したときに86%が認められている。法施行直前に行われた同調査の77%から10%ポイント増加しており、法律の効果が大きいと政府はいつている。調査機関の異なる従業員調査CIPD（2004）でも87%認められている。拒否された13%の理由をみると、代替要員不足 lack of staff to cover（32%）、不都合 inconvenience to employer（22%）、労働負荷（20%）、遅出・早退を考慮中（8%）、雇い主のコスト（3%）、他の従業員の反発（2%）である。代替要員の問題は、休業だけでなく短時間勤務でも大きいことがわかる。それがコストに跳ね返る。

先の事例でもBA側はコストを強調する。1人でなく2人のパイロットを採用すると、新人パイロットの訓練費用年4万5000ポンドだけでなく、継続費用（ongoing cost）が8000ポンドかかると推計している。また代替補充要員の reserve pilots にも影響を与えるという。この事例は新しい法律に基づいて訴えたわけではない。パート勤務を使用者が拒否できるし、75%勤務も示しているためであろう。英国で有名な間接差別に基づき、「男性優位の職場」だとして訴えている（英国間接差別禁止については、相澤美智子「間接

# メールマガジン労働情報

労働に関するさまざまな情報をお届けします

## 主なコンテンツ

- ▶ 行政 各省庁、行政機関が発表した労働関連の記者発表資料など
- ▶ 統計 労働力調査や毎月勤労統計調査など労働関連の統計調査資料
- ▶ 労使 労働組合や使用者団体の情報
- ▶ 動向 企業や調査研究機関などの記者発表資料
- ▶ 判例 労働関連の裁判の判決
- ▶ 海外 各国の失業率など海外の労働関連情報
- ▶ イベント 行政や研究機関などのイベント情報
- ▶ 法令 労働関連の法律、法令、省令、告示

インターネットでバックナンバーをご覧になれます

<http://www.jil.go.jp/kokunai/mmlbni>

お申込みは

<https://db.jil.go.jp/mml/jmm.htm>

水曜日・金曜日の週2回発行  
登録は無料です

◆お問合せは

独立行政法人 **労働政策研究・研修機構**

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4丁目8番23号

Tel. 03(5903)6254 E-mail. [j-mm@jil.go.jp](mailto:j-mm@jil.go.jp)へ

差別の禁止をめぐる日本の課題』『労働調査』2004年11・12月がわかりやすい)。労働法の専門家でない筆者には審判の行方はわからないが、職場で進行していることが垣間見える事例である。

労働組合であるBALPA (British Airline Pilots Association) は、彼女を支援する態勢でいる。書記長によれば、民間パイロットは男性が約1万1000人いるのに対し、女性は500人以下である。しかしより多くの女性、そして子供をもつ女性パイロットが多くなることにBAは気づいていないという。働く母親だけの問題でなく、キャリアの途中で柔軟に働きたいというものもあるし、なにより引退前の勤務としてパート勤務を希望するものが多いので、BA全体の柔軟な働き方の問題であるという。

BAも均等やファミフレに相対的によくやっている

ような気がするが(ただ突然の飛行中止など利用客には評判が悪いし私も巻き込まれそうになった)、新聞紙上での発言とはいえ、この書記長の言はあたっているような気がする。

#### 資料文献

2005年1月11日の各紙; BBC News, *The Scotsman*, *The Independent*, *Daily Express*.

CIPD (Chartered Institute of Personnel and Development) (2004), Working Time regulation, Survey Report May. Palmer, Tom (2004), Result of the first flexible working employee survey. *DTI Employment Relations Occasional Papers* April 2004.

わきさか・あきら 学習院大学経済学部教授。主な著作に『大卒女性の働き方』(日本労働研究機構, 2000年)。雇用政策, 女性労働, 人事労務管理専攻。